

消費生活センターだより

第135号
令和8年1月

カーリースに関するトラブルに注意！



解約料!?

【カーリース契約とは】

- ・カーリース契約は、消費者の希望に沿った車をリース会社が調達し、消費者に期間を設けて貸し出す形で提供するものです。リース会社と消費者の賃貸借契約となり、車の所有者はリース会社になります。
- ・消費者にとっては、車検にかかる費用等の突発的な支出がなく、毎月の支払額がほぼ一定になることがメリットです。
- ・原則として中途解約はできず、中途解約できる場合であっても、通常は解約金や違約金が生じます。
- ・カーリースでは、契約満了時に想定される車の残価が重要な要素の一つとなります。そのため、想定した残価が大きくなりすぎないように、リース会社は利用方法(走行距離や改造等)に関して一定の制約をかける場合がほとんどです。

【事例】

- ・契約期間内にカーリース解約を申し出たら突然解約料を請求された。
- ・9年後、車が自分のものになると勧誘されカーリース契約をしたが実際は違った。
- ・ローンと同じといわれ契約したが、走行距離制限や中途解約料があるカーリース契約だった。
- ・カーリース契約満了後、残価を支払わないと車を受け取らないといわれた。

～アドバイス～

- ・カーリースの仕組みを理解して、自身の利用方法に合っているかをよく検討しましょう。
- ・契約書の内容をしっかりと確認して、不明な点があれば必ず契約前に事業者を確認しましょう。
- ・もし不安に感じたら、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019